

ハンセン病問題に学ぶ 一人ひとりの人権を守るために、私たちにできること

私たちが暮らしている社会には、ハンセン病をめぐる差別や偏見が残っています。愛楽園や南静園の納骨堂に、現在も故郷に帰ることができない遺骨が残されています。沖縄戦時下、愛楽園や南静園で亡くなった約400名の戦没者が、平和の礎に刻銘されるようになったのは、平成16(2004)年からでした。

また、令和元(2019)年に判決が確定したハンセン病家族訴訟の原告568名のうち、県内在住の原告は244名にのぼります。

私たちは今、数百名のハンセン病回復者とその家族と共に暮らしています。しかし、その人たちの多くは過去に受けた差別や偏見から、自分自身の過去に患った病気や、自分の家族にハンセン病回復者がいることを隠すべきだと考えています。本当のことが言えないということは、そのことで嘘をつかなければならないということです。

私たちは誰しも、差別偏見の芽をもっています。同時に、私たちは差別や偏見を少なくしていくこともできるのです。あなたが暮らしている社会はどのような社会ですか？これからの社会はどのような社会であってほしいですか？



納骨堂



平和の礎



小学校での講演会

地域に開かれた療養所です

療養所はハンセン病問題基本法に基づき、地域に開かれた施設として位置づけられています。園内に保育所や特別養護老人ホームが併設されている県外の療養所もあります。

沖縄愛楽園や宮古南静園では、保険診療による外来治療を行っており、地域の人々に利用されています。また、夏祭りやゲートボール大会を開催し、地域住民との交流を行うほか、資料館を設置し、人権や平和の学びの場となっています。入所者やボランティアガイド、学芸員による園内案内、展示解説なども行われています。

令和3(2021)年5月1日現在の入所者数は、沖縄愛楽園112名(平均年齢:85.2歳)、宮古南静園50名(平均年齢:89.5歳)となっています。



ガイドツアー

療養所を訪れてみませんか？

沖縄愛楽園交流会館 (H27.6.1開館)



撮影：川本 聖哉

1階常設展示室には、当時の様子を伝える写真や証言が展示され、1938年の療養所開所前に患者が各集落から隔離されて暮らしたかやぶき小屋や、戦後に患者が米軍資材を使って建てたコンセット病棟・寝台などが再現されています。また、130人収容の講話室や視聴覚室、企画展示室も併設されています。

開館時間：10時～17時(入館は16時半まで) 休館日：毎週月曜・祝日 ※入場無料
連絡先：TEL/FAX 0980-52-8453 E-mail kouryu.airakuen@gmail.com

宮古南静園ハンセン病歴史資料館・人権啓発交流センター (H28.11.2プレオープン)



歴史資料館では、隔離政策の歴史を紹介するパネルや、かやぶきの住居の模型などがある展示室、戦争体験などの証言の部屋、入所者の作品展示室の他、実際にあった監禁室が再現されています。

開館時間：10時～16時(入館は15時半まで) 休館日：毎月第4金曜・年末年始 ※入場無料
連絡先：TEL 0980-72-5321/Fax 0980-72-5859

療養所・自治会

- 名護市内(沖縄県名護市済井出1192番地)
国立療養所沖縄愛楽園(Tel:0980-52-8331) 沖縄愛楽園自治会(Tel:0980-52-8115)
- 宮古島市内(沖縄県宮古島市平良宇島尻888番地)
国立療養所宮古南静園(Tel:0980-72-5321) 宮古南静園入園者自治会(Tel:0980-72-5441)

ハンセン病問題を 知っていますか？

ハンセン病への誤った国の政策により、
ハンセン病患者・回復者、その家族は、
長い間、偏見や差別に苦しんできました。

誰もが新型コロナウイルス感染症の不安を抱えている今、
知ってほしいことがあります。

沖縄県内には2か所の療養所があります



国立療養所沖縄愛楽園(名護市)



国立療養所宮古南静園(宮古島市)



沖縄県
沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会

(那覇市地方務局・沖縄県・沖縄県人権擁護委員連合会)

那覇市地方務局人権擁護課:098-854-1215 沖縄県保健医療部地域保健課:098-866-2215

Q. ハンセン病って、どんな病気?

A. ハンセン病とは、「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気です。発病すると主に皮膚や末梢神経がおかされ、有効な治療薬がなかった時代、後遺症が残ることもありました。

明治6(1873)年に、ノルウェーの医師、ハンセンが病原菌を発見しました。昭和18(1943)年、米国で治療薬「プロミン」の優れた効果が発表され、日本では昭和21(1946)年からプロミン治療が始まりました。この後いくつかの有効な治療薬が開発され、多くの患者は治っていきました。

有効な治療薬の登場は、世界のハンセン病対策に大きな影響を与え、特別な施設に患者を長期間にわたって強制的に隔離する対策は批判をうけ、国際的に廃止されていきました。

発病には、栄養や衛生状況などさまざまな要素が関係するため、現在私たちがハンセン病になることはほぼありません。世界的にはアジア・アフリカ地域を中心に年間約20万人の人が発病しています。

Q. 日本ではどのような政策がとられたの?

A. ハンセン病が感染症であることが国際的に認められると、日本政府は、明治40(1907)年に法律を定め、療養所に患者を隔離しました。患者の家を医師だけでなく警察官も訪れ、患者の家が消毒されたり、人里離れた療養所に患者を隔離され、戻ってこないことから、ハンセン病は「恐ろしい病気」というイメージが広がっていきました。

昭和6(1931)年の法律改正の頃から、患者を地域から排除する、国と市民が一体となった運動が行われたことで、患者やその家族への偏見や差別が強まり、患者自ら療養所に行くしかない状況に追い込まれました。

治療薬「プロミン」が、日本では昭和21(1946)年から、沖縄では昭和24(1949)年から使用され、多くの人が治っていきました。入所者は、隔離政策をやめるよう、さまざまな形で声をあげ続けましたが、発病者を特別な施設に隔離することを定めた法律「らい予防法」が廃止されたのは、平成8(1996)年でした。

Q. ハンセン病の偏見や差別はなくなったの?

A. 「らい予防法」は、平成8(1996)年に廃止されましたが、被害を受けた人たちの謝罪はなく、約90年間にわたって、なぜ隔離政策が続けられたのか、明らかにされませんでした。そのため、元患者による国の責任を問う裁判が始まりました。平成13(2001)年、熊本地方裁判所は、「らい予防法」が憲法違反であったこと、遅くとも1960年には政策を変更しなければならなかったことなど、国の責任を認める判決を下し、謝罪や賠償を命じました。

また、ハンセン病元患者の家族も、国の隔離政策により、深刻な被害を受けてきたことが令和元(2019)年に認められました。

平成20(2019)年に改正されたハンセン病問題基本法(略称)は、かつてハンセン病を患った人々やその家族に対する、差別や偏見のない社会の実現に向けて、国や地方自治体の責務を定めています。

～ 回復者の体験を聞いてみよう ～

平良 新美さん(1916年、宮古島生まれ、男性)

西真座(南静園一帯の俗称)に来た日は、昭和7年5月18日、16歳でした。

入所者が32、3名ほどいたと思います。その頃、そこは「県立宮古保養院」と言っていました。荒れ放題の原野の中に瓦葺きの家がぼつんと建っていました。男子寮と女子寮の2軒だけ。療養所というより、「隔離所」でした。入所した日は、母恋しさ、そして不安と寂しさで、一晩泣き明かしました。

何もかも不自由な生活だったんです。治療も満足にありませんでしたよ。

***さん(1929年、沖縄島南部生まれ、男性)

結婚したのは昭和24年。入園して間もなく、そういうことになりました。思い出したくないです。人間はやっかいなもので、年を取っていき次第、その当時のことを思い出されるんですよ。子供はできたんです。その当時はいくら逃げ回っても、決まりに従わないと、園におれなかったんです。看護婦さんは聴診器を当てて(妻の腹部に)流産させる注射を打っただけ。八か月でした。今みたいに保育器に入れて適当な処置を施していたら、まちがいく生きてもいいはずですよ。

国内のハンセン病療養所

日本には13か所の国立療養所があります。()内は令和3年5月1日現在の入所者数(合計:1,003名) 令和3年5月現在、県外の療養所に23名の県出身者が暮らしています。



ハンセン病歴史年表

ハンセン病問題は、その歴史的経緯を抜きにして語ることはできません。かつては「穢れた者、劣った者、遺伝的な病気、神からの罰」など誤った考えにより、長い間、患者やその家族たちは想像を絶する偏見や差別を受けてきました。

私たちは過去の不幸な出来事を重く受け止め、偏見や差別のない、人権が尊重される社会の実現を目指し、ハンセン病問題を教訓とした人権侵害の事実について、次世代に伝えていく必要があります。

1873年(明治6)	ノルウェーのハンセン医師が「らい菌」を発見	
1897年(明治30)	第1回国際らい会議(ドイツ)	いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、遺伝説が否定され、感染症であり隔離が必要とされた
1907年(明治40)	「らい予防法」公布	らいせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、在宅患者の強制隔離を開始
1931年(昭和6)	県立宮古保養院(現:国立宮古南静園)開設	
1938年(昭和13)	臨時国立療養所国頭愛楽園(現:国立沖繩愛楽園)開設	
1943年(昭和18)	米国で開発された特効薬「プロミン」の効果が発表される	
1946年(昭和22)	国内で「プロミン」の使用が始まる	
1948年(昭和23)	「らい予防法」にハンセン病患者が対象となる	反対
1953年(昭和28)	「らい予防法」公布	かんしん、はたひ、たい、お、き、ほつ、りょう、りょう、入所者の反対を押し切り、発病者の療養所をかり、ちゅうしん、いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、在宅患者の強制隔離政策を撤回すべき
1958年(昭和33)	財団法人 沖繩らい予防協会(現:公益財団法人 沖繩県ゆうな協会)発足	
1960年(昭和35)	WHO(世界保健機関)がハンセン病患者の差別法撤廃と外来治療を提唱	いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、患者の療養所をかり、ちゅうしん、いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、在宅患者の強制隔離政策を撤回すべき
1961年(昭和36)	琉球政府「ハンセン氏病予防法」制定	
1963年(昭和38)	第8回国際らい会議(リオデジャネイロ)	いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、無差別の強制隔離政策は時代錯誤で廃止すべき
1972年(昭和47)	沖縄の本土復帰	
1996年(平成8)	「らい予防法」廃止	いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、沖縄振興開発特別措置法により在宅治療制度等が継続維持
2001年(平成13)	ハンセン病国家賠償請求訴訟 熊本地裁判決	いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、隔離政策に終止符
2004年(平成16)	ハンセン病元患者の「平和の礎」への列始	「らい予防法」に基づく隔離政策は違憲
2006年(平成18)	「沖繩ハンセン病証言集 資料編」刊行	
2007年(平成19)	「沖繩ハンセン病証言集 沖繩愛楽園編」刊行	
2007年(平成19)	「沖繩ハンセン病証言集 宮古南静園編」刊行	
2009年(平成21)	「ハンセン病問題の解決に関する法律」施行	
2019年(令和元)	ハンセン病患者家族訴訟 熊本地裁判決	いんせつ、りてい、かぜんじょう、かくり、ハンセン病患者の隔離政策により、家族も深刻な差別被害を受けたとした